

「2019年度 NEDO 情報セキュリティ監査業務」に係る
公募要領

(2019年11月15日)

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
システム業務部

「2019年度 NEDO 情報セキュリティ監査業務」に係る公募について
(2019年11月15日)

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記監査業務の実施者を一般に広く募集いたしますので、本業務について受託を希望する方は、本要領に従いご応募ください。

1. 件名

「2019年度 NEDO 情報セキュリティ監査業務」

2. 業務の概要

(1) 業務内容

本業務は、2019年度に NEDO にて実施する情報セキュリティ監査業務を行っていただくものです。

本業務の詳細な内容等につきましては、「仕様書」を参照してください。

(2) 委託期間

本業務の委託期間は、NEDO が指定する日から 2020 年 3 月 19 日（木）までとします。本業務のスケジュール等につきましては、「仕様書」を参照してください。

3. 応募要領

(1) 応募資格

本業務への応募資格は、次の①から④までの全ての条件を満たすことができる、単独または複数で受託を希望する法人（以下「提案者」という。）とします。

① 情報セキュリティ監査に関して、以下の条件を満たすこと。

- a. 「情報セキュリティ監査企業台帳に関する規則（平成 15 年経済産業省告示第 113 号）」に基づく最新の「情報セキュリティ監査企業台帳」に登録されていること。（提案時には、台帳の該当部分の写しを提出すること。）
- b. 平成 28 年度から平成 30 年度の期間において、「情報セキュリティ監査基準」に基づいた外部監査の実績を年度ごとに複数有すること。（提案時には、提案書の業務実績に記載するとともに、実績を示す書面を提出すること。）
- c. 「電子政府情報セキュリティ監査基準モデル」の「Ⅱ. 1. 情報セキュリティ監査人の独立性要件」を満たしていること。（提案時には、別紙 3 の「独立性証明書」を提出すること。）
- d. 2 名以上の監査人の全てを提案者内から選任し、監査人のうち 1 名を監査責任者とすること。（提案時には、提案書の業務実施体制に記載すること。）
- e. 監査責任者及び監査責任者を除く監査人の半数以上は、次のいずれかの資格を有すること。あるいは、当該資格者と同等以上の能力を有することを証明すること。（提案時には、提案書の業務実施体制に記載するとともに、証明書等の写しを提出すること。）

と。)

- (i) 経済産業大臣が認定する情報セキュリティスペシャリスト、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）又はシステム監査技術者の資格
 - (ii) 情報システムコントロール協会（ISACA）が認定する公認情報システム監査人（CISA）の資格
 - (iii) 特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（JASA）が認定する公認情報セキュリティ主任監査人又は公認情報セキュリティ監査人の資格
 - (iv) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定する ISMS 主任審査員又は ISMS 審査員の資格
- f. 監査責任者及び監査責任者を除く監査人の半数以上は、平成 28 年度以降の期間において、「情報セキュリティ監査基準」に基づいた複数の外部監査を行った経験を有すること。（提案時には、提案書の業務実施体制に記載するとともに、経験を示す書面を提出すること。）
- g. 平成 28 年度以降において、自社以外でサーバ数 20 台以上の情報システムの脆弱性診断を行った実績を 3 件以上有すること。（提案時には、提案書の業務実績に記載するとともに、実績を示す書面を提出すること。）
- h. 平成 28 年度以降において、自社以外で画面数 50 以上の Web アプリケーションの脆弱性診断を行った実績を 3 件以上有すること。（提案時には、提案書の業務実績に記載するとともに、実績を示す書面を提出すること。）
- ②本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③NEDO が本業務を実施する上で必要とする措置を、適切に遂行できる能力、体制を有していること。
- ④個人情報を提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、個人情報の取り扱いに関する社内規程等が整備されていること。

4. 提案期限及び提出先

(1) 提出期限

2019 年 12 月 2 日（月）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトにてお知らせいたします。なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひ御登録いただき、御活用ください。

メール配信サービスの御登録：<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 システム業務部 山本、梨本
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20 階

※持参の場合は、16 階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従ってください。

(3) 提出方法

- a. 応募者は本要領に従い提案書類を作成し、「4.提出期限及び提出先」に基づいて御提出ください。なお、FAX 及び E-mail での提案書類の提出は受け付けられません。
- b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、ご参照ください。

- ・公募要領【PDF】
- ・仕様書【PDF】
- ・提案書類【Word】
- ・調査委託契約標準契約書

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2019_3yakkan_chousa.html

5. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の通り開催いたします。説明は日本語で行います。なお、公募説明会は、応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り参加してください。また、事前に参加登録をしてください。

日 時：2019年11月21日（木） 10:30 ～ 11:30

会 場：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

ミューザ川崎セントラルタワー 16階 1601会議室

※来構の場合は、16階「総合案内」にて、「2019年度 NEDO 情報セキュリティ監査業務に係る公募説明会に参加する」旨を伝え受付を行い、受付の指示に従ってください。

※資料は配布いたしませんので、各自で本公募ページの最下に掲載の「資料」をご持参のうえお越してください。

6. 委託先の選定

(1) 審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合がありますので、ご了解ください。また、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承願います。

(2) 審査基準

- a. 業務の目標が NEDO の意図と合致していること。
- b. 監査の方法、内容等が優れていること。
- c. 業務の経済性が優れていること
- d. 類似の情報セキュリティ監査の実績を有すること。
- e. 当該業務を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該監査に必要な技術者等を有していること。

h. 委託業務管理上、NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日に
すべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・
ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条
に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより
幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用
に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業
えるぼし認定企業、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 くるみん認定企業・プ
ラチナくるみん認定企業、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に
対しては加点評価されることとなります。）

7. 留意事項

(1) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公
的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以
下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等
の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下
「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置
を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行って
ください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等がある
と認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください： NEDO ウェブサイト
http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合

には、10年間の応募を制限します。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(2) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。 ※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。 ※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の

翌年度以降 2～10 年間)

- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限される場合があります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

- c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

(電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

- (3) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、別紙 4 のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表する

ことがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(4) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

a. 我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記まで E-mail にてお願いします。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 システム業務部 山本、梨本、高島

E-mail : info-kikaku@nedo.go.jp

以上